

新潟市対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年9月14日、内閣府・農林水産省・環境省令第1号)(以下「命令」という。)第3条に規定する書面(以下「対象鳥獣捕獲等参加証明書」という。)の交付について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付対象者は、命令第2条に定める者とする。

(申請)

第3条 対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付を受けようとする者は、対象鳥獣捕獲等参加証明交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査により、対象鳥獣捕獲等参加証明書を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、交付を決定したときは、命令第4条に定める様式により対象鳥獣捕獲等参加証明書を申請者に交付する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行し、平成28年12月4日から適用する。
この要領は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)附則第3条第2項に規定する期限限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

氏 名

（男・女）

生年月日

電話番号

対象鳥獣捕獲等参加証明交付申請書

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により、下記の対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

許可証又は従事者証の番号	
許可証又は従事者証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可証又は従事者証に記載のある対象鳥獣の種類	
上記有効期間中で捕獲等に 参加した年月日	年 月 日
捕獲等に参加した場所	
捕獲等に参加した際に 使用した猟銃の種類	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃

注 許可証又は従事者証は、それぞれ鳥獣保護管理法第9条第7項に規定する許可証又は同条第8項に規定する従事者証を指します。